



# 事務所だより

Vol.55

WINTER  
2023

編集・発行：山口法律会計事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満1丁目7番20号 JIN·ORIXビル6階

TEL 法律部門：06-6361-3234 税務部門：06-6361-3224 FAX 法律・税務共通 06-6361-0096

ホームページ <https://yamaguchi-law.jp/>

新年のごあいさつを  
申し上げます



【大阪天満宮 白米社】

二〇二三年 一月一日

|   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 山 | 山 | 山 | 東 | 山 | 齊 | 山 |
| 口 | 口 | 口 | 口 | 口 | 藤 | 口 |
| 健 | 真 | 昌 | 尚 | 吾 | 之 | 行 |
| 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |

弁護士 山 口 健 一  
 弁護士 山 口 真 行  
 弁護士 山 口 昌 之  
 弁護士 山 口 尚 吾  
 弁護士 東 口 一  
 弁護士 山 口 一  
 弁護士 藤 口 一  
 弁護士 藤 口 一  
 弁護士 藤 口 一  
 税理士 山 口 一

— 原発回帰は許されない —

2011年福島第一原発の事故が起こった時、私たちは、原発の恐ろしさを身にしみて感じ、原発に頼らないエネルギー政策に未来を展望しました。

「再生可能エネルギー」それが合言葉になり、太陽光発電、風力発電、地熱発電、等々。地球温暖化の原因といわれるCO2などの温室効果ガスを排出しないエネルギーに転換すべきと考えたのです。国も、福島原発事故以降、エネルギー基本計画には原発の新設、増設を図る方針は取りませんでした。ところが岸田首相は、最近「エネルギー危機克服と脱酸素の両立」を名目に、原発の活用を突然訴え始めました。

しかも、国会で議論することなく、GX会議なる、原発を推進する産業界を入れた会議で決定し、大きな方針転換を図ったのです。今後は、運転期間の延長、新型小型原発の開発を検討し、推進するといっています。

そもそも原発は、燃料の製造、使用済み核燃料の処理、保管、廃炉に至るまで常に危険を伴い、一度事故が起これば、回復したい損害が広範囲に発生することは、世界で経験済みです。しかも、核廃絶が世界の潮流となっている現在、唯一の被爆国である日本が、いつでも核兵器が作れる国になっているのです。

私たちの未来のために、原発回帰ではなく、再生可能エネルギーこそ、明るい未来を照らすものです。

【日本国憲法 第三十三条】

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

## 敵基地攻撃能力(反撃能力)って憲法違反

### 敵基地攻撃能力って何

今、敵基地攻撃能力(反撃能力)という言葉が、マスコミにぎわわっており、政府は、その必要性をあらゆる場面で強調しています。

ロシアのウクライナ侵攻、北朝鮮の相次ぐミサイル発射実験等から、日本も軍備を拡大しなければ、国を守れないという意見が、政府からだけではなく、マスコミの一部もその必要性を主張しています。

そしてその自身は、敵の攻撃が明らかでない場合、敵の攻撃の前に、我が国からその攻撃を防ぐために、ミサイル基地や、それをコントロールする指揮統制機能、ひいては相手国の軍事施設全体を攻撃するのやむなしとするものです。

### 憲法9条との関係は

日本では、憲法9条で、「戦争の

### 弁護士 山口 健一

放棄」と「戦力は保持しない」ことを宣言しています。そのため、自衛隊は憲法違反だとする主張もあります。

ただ政府は「戦力なき軍隊」と主張し、自衛隊は憲法違反ではないとして、自衛隊の装備の拡大を進めてきました。今や世界有数の軍勢力を有しています。

ただこれまで政府は専守防衛と宣言し、その為の装備に限ると強調してきました。

自衛権の行使として、我が国に対する侵害に対し、防衛のために必要最小限の実力行使に限られるとしてきたのです。しかし今回の敵基地攻撃能力(反撃能力)の保持は、この専守防衛という考え方に明らかに反します。

それだけでなく、集団的自衛権の行使を可能にした「安保法制」によって、日本が戦争の当事国になる危険

性が高まっている現在、日本と密接な関係にある国が攻撃され、米国から支援を求められた場合、参加せざるを得ないのではないかという危惧もあります。

### 平和主義の宣言は他国の

### 信頼を得てきた

日本は憲法で平和主義を宣言し、国際紛争を解決する手段としては、これを永久に放棄すると宣言しました。この宣言は、たとえ日本がそれなりの軍勢力を備えたとしても、日本が他国を攻撃することはない、という信頼感を他の諸国に与え、日本は戦争をする国ではないという安心感をも与えるものでした。

しかし、今回の敵基地攻撃能力(反撃能力)の保持は、この他国からの信頼感を根本から裏切るものです。

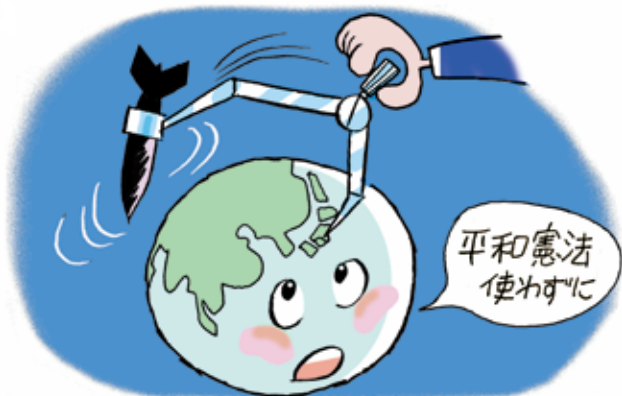
日本が相手国を攻撃できる軍備を備えた場合、もちろん相手国も装備の拡大を進めるでしょう。そこでは歯止めなき軍拡競争になることは明らかです。

そして日本がひとたび敵基地攻撃に踏み切った場合、相手国は当然反撃し、そこに米国が加わって日本中

が戦争の惨禍に見舞われることは明らかです。

### 憲法に戻ろう

今こそ、憲法が言う「平和を愛する諸国民の構成と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持する」決意を新たに、国際平和の維持のために努力をすることが求められます。



# 労働（雇用）の基本的なルール

弁護士 齊藤 真行

## 紛争予防のために

日頃、労働問題に関する事件のご依頼やご相談を受けていると、労働（雇用）についての基本的なルールが見過ごされていることが多いと痛感します。ルールに従っていれば、紛争を避けられたはずなのに、裁判になってもより良い結果を得られただけなのに、と思うことがよくあります。

労働のルールは、使用者・労働者双方にとって、それを知ること、守ることで、起こさなくてよい紛争を予防することになります。

## 労働条件の明示

― 勝手な変更にはリスク

募集段階では求人広告や求人票に賃金、労働時間、時間外労働の有無、業務内容などの労働条件を明示することが義務付けられています。また、採用する際にも、同様に労働条件の

明示が義務付けられています（雇用条件通知書、雇用契約書などの作成が必要です）。これらは「採用後に」そんなはずではなかった」となるトラブルの発生を防ぐためです。

採用の際に示した労働条件は、その後は（就業規則の合理的な変更を除いて）労働者の同意無しに一方的に変更できないことは、労使双方が知っておく必要があります。

## 就業規則をめぐるトラブル

就業規則は労働条件の他、採用・服務規律・懲戒などのルールを定める重要なものですが、その制定、変更の際には、掲示、備え置き、書面交付などの方法で周知しなければなりません。周知がされていなければ、そこに定めた労働条件は適用されません。

## 労働時間に関するルール

労働時間は週40時間、1日8時間

が原則で、この法定労働時間を超えると割増賃金（残業代）が発生します。これは大原則で、残業代の紛争は裁判も含めて大変多くなっています。使用者にはタイムカードなどによる労働時間の管理が求められており、管理をすることで「残業をした、していない」「何時間残業したのか」などの紛争を予防したいものです。

法定労働時間の例外として、日や週によって法定労働時間を超えることが許される変形労働時間制がありますが、その制度を導入するためには就業規則に定めたり、労使協定を結ぶなど法律で定められた手続が必要で、これに違反すると、変形労働時間制は無効になり、週40時間、1日8時間を超えると常に割増賃金が発生します。

## 割増賃金をめぐるトラブル

割増賃金については「管理者だから支給しない」としている企業をよく見かけます。しかし、労働時間の規制の適用が除外される「管理監督者」（労働基準法41条2号）というのは、経営者と一体的な立場で仕事をしている人を指すので、「管理職」

と名前が付けばすべて管理監督者と限りません。この点の注意が必要です。

またこの欄で過去に何回も触れましたが「固定残業代」は相変わらずたくさん紛争や裁判になっていきます。「固定残業代」が割増賃金の支払いとして認められるためには、それが通常の労働の賃金に相当する部分と判別（区別）できることや、それが残業に対する対価として支払われることが労働契約の内容にならなければならないことが必要だとされています。労働条件通知書・雇用契約書や就業規則で明記することが紛争の予防になりますし、明記しなかったため別途割増賃金を支払うことになるケースが発生しています。

ルールを守れば紛争の心配がなくなり、労使が安心して本来の仕事に専念できます。





# 技能実習生の現実

弁護士 山口 昌之

## ベトナム国籍の若者

私は、あるベトナム国籍の20代の青年（以下「Dさん」）の刑事事件を担当しました。いわゆるオーバーステイで、決められた在留期間を超えて日本に在留したという罪です。

Dさんは、約5年前に、1年間の技能実習生として日本に来ました。しかし、数ヶ月の間に受入先の会社を辞めて失踪してしまつたため、在留期間が経過し、不法残留となりました。そして、約半年前に、警察官に職務質問を受けて発覚し、逮捕・起訴されることとなりました。

## 技能実習制度と問題点

外国人技能実習制度とは、建前としては、我が国で培われた技能、技術又は知識を開発途上地域等へ移転することによって、当該地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与す

ることを目的として創設された制度です。

他方で、現実としては、賃金の安い労働力として受け入れられている面が否定できず、言葉や文化の違いによる意思疎通の難しさ、劣悪な労働環境、悪質な送出国（日本で働きたい人を海外で募集して送り出す機関）の存在や手数料の高騰といった問題点が指摘されています。

## 技能実習生の現実

Dさんは、日本に来る前に、送出国に日本円にしておおよそ110万円もの手数料を支払いました。両親がベトナムの金融機関から借金を準備したようですが、現地の物価を考えるととても大きな金額です。

日本に来てから、福岡県にある受入会社で働き始めましたが、建築の解体業という体力的にきつい仕事であることに加え、上司からは毎日の

ように暴言をはかれ、暴力も振るわれました。Dさんは日本語がまだ十分に話せなかったため、どこにも相談することができませんでした。賃金も月額十数万円と安く、生活をすることも大変でした。仕方なく、Dさんは黙って会社を離れ、関西に来ました。

関西に来てからは、知り合いを頼って建築現場で働きながら、支払われた給与は生活に必要なもの以外はベトナムの両親へ仕送りをしました。3年かけて送出国に支払うために負った借金は全て返済しました。

もともと、技能実習生の資格は、

最初の受入会社での就業が前提となつているため、辞めてしまつたDさんは在留期間の更新をすることができず、不法残留となりました。いつ逮捕されるか分からない状態でも、Dさんは懸命に建築現場で働き、我が国の経済にも寄与しながら、両親への仕送りを続けたのです。

しかし、ついにDさんは捕まってしまうました。

## その後

Dさんは、裁判を受けて執行猶予判決を受け、そのままベトナムへ強制送還されました。Dさんは、日本はきれいな国で、日本で働きたいという希望を持って来日しました。しかし、Dさんは裁判で、今後日本に来ることはないと言言していたことを忘れることはできません。

希望をもって日本に来た青年を、このような形で強制帰国させてしまうことに、私は技能実習制度の大きな不備を感じました。今後、Dさんのような青年ができるだけ少なくなくなるように、今後制度の仕組みだけでなく運用も改善されることを望みます。



# 相続放棄手続きについて

弁護士 東 尚吾

## 家庭裁判所の手続きが必要です

故人が債務超過であるとか、誰も使わない売れない不動産だけが残っていると、故人の相続人が相続を希望しないことがあります。その場合には、相続人は相続を放棄することができますが、そのためには、例えば、個人の債権者に対して相続を放棄しますと伝えるだけでは効力は発生せず、家庭裁判所に対して申述をしなければなりません（民法938条）。

## 期間制限に注意

また、相続放棄手続きには期間制限があります。自己のために相続の開始を知った日から3ヵ月以内に手続きを行う必要があります（民法915条1項）、一度、相続放棄の手続きをした場合は、3ヵ月以内であっても撤回することができません

ので、慎重に進める必要があります（民法919条1項）。

限られた期間内で、遺産の状況がはつきりしない場合も多くあります。その場合は、家庭裁判所に対して事情を説明のうえ、3ヵ月の期間を延長することができます（民法915条1項但書）。負債状況がわからないことも多く、その場合、例えば、故人の生前の預金口座の出入金状況や自宅に届く郵便物を確認するなど調査を行い（民法915条2項）、把握に努めます。

## 法定単純承認事由に注意

相続放棄をしようとしても、それまでに例えば遺産の一部を処分したり、上記期間制限が経過するなどで、一定の場合は相続を承認したとみなされ（法定単純承認事由、民法921条）、相続放棄ができないことがありますので注意が必要です。例え

ば、故人が生前、自宅建物を賃借していたような場合に相続人が明渡しに協力する場面もありますが、相続放棄の手続きのことも考え、単純承認とみなされないよう注意しながら慎重な対応が求められる場面もあります。

## 相続放棄と遺産管理

相続放棄の判断の間の、遺産の管理が問題となる場合があります。相続の承認または放棄までの間、相続人はその固有財産におけるのと同じの注意をもって遺産を管理する義務があります（民法918条1項）。固有財産と同一というのは、自己の財産の管理における注意義務と同程度という意味であり、当該職業や地位に基づく注意義務（善良なる管理者としての注意義務）ほどは要求されません。ただ、老朽化した建物の危険が明らかに迫っている場合にはその修繕などが必要となる場合も考えられるでしょう。

仮に、相続放棄をした場合であっても、遺産の管理が問題となる場合があります。民法940条1項は「相続の放棄をした者は、その放棄によつ

て相続人となった者が相続財産の管理を始めることができるまで、自己の財産におけるのと同じの注意をもって、その財産の管理を継続しなければならぬ。」と定めており、文言上は、相続放棄者が一般に管理義務を負うかのようにも読めましたが、民法改正により、「その放棄の時に相続財産に属する財産を現に占有しているときは」との文言が挿入され、相続放棄時に現に占有していない相続放棄者は管理義務を負わないことが明文化されました（新民法940条1項（令和5年4月1日施行））。



# アスベスト被害と向き合って VOL.6

～給付金制度施行の一年、建設訴訟は第2ステージへ～

弁護士 藤原 智絵



中皮腫発症月間 2022 で講演を行っています。  
ぜひご覧ください。  
[https://youtu.be/UKNG\\_Pbr114](https://youtu.be/UKNG_Pbr114)

令和3年夏号で掲載した「アスベスト被害と向き合ってVOL.5」最高裁判決、そして全ての被害者の救済を目指して」の続編をお届けします。

## 開始 建設アスベスト給付金制度の

令和3年5月17日の建設アスベ

ト訴訟最高裁判決は、昭和50年10月1日から平成16年9月30日まで（吹付作業については昭和47年10月1日以降）の間に、屋内での建設作業で石綿粉じんに基づく露した方（一人親方を含む）との関係で、国の責任を認める画期的な判断を示しました。

最高裁判決をもとにスピード成立した「建設アスベスト給付金法」。未提訴の被害者を対象とした給付金制度は、昨年1月から完全な施行がされました。数千件に上る請求が行われ、11月末までで、2182件の給付金認定がなされています。

### 給付金制度の対象者

建設アスベスト給付金の対象者は、最高裁の示した期間内に、屋内作業で石綿粉じんに基づく露し、石綿の病気（中皮腫、肺がん、びまん性胸膜肥厚、石綿肺など）になられた方やそのご遺族です。

労災認定や石綿健康被害救済法（救済法）認定を受けたケースに限られず、まだいずれの行政認定も受けていないものの、石綿の病気と診断され、治療をされている方なども対象となります。

請求書などの書式は全て、厚生労働省のホームページ「建設アスベスト給付金制度について」に掲載されており、ご自身でも対応をいただけるようになっていきます。

### 運用実態と課題

しかし、施行から1年、実際に給付金の認定を受けているのは、労災認定を受けている方が大半となっています。

救済法認定のみの場合、審査会にかける前段階で、被災者がどのような現場でどのような作業を行い石綿粉じんに基づく露したのかについて、説明や客観的な資料の提出を複数回求められたりしています。特にご遺族の場合、被災者の建設作業に関する書類がなく、同僚も見当たらないなどが散見されます。

また厚生労働省のマンパワー不足も深刻であり、審査会の審査にかかれるまでに何ヶ月も要する状態となっています。

本来、裁判をせず「損害の迅速な賠償」を図ることを目的としたはずの給付金制度。しかし、労災調査よ

りも多くの資料を要求されているのでは、と思われる場面も。私の所属する大阪アスベスト弁護士団は、複数のケースを横断的に検討し、早期認定と運用の改善を求めています。

### 建設アスベスト大阪2陣・3陣訴訟の判決の行方

他方で、平成28年から令和4年にかけて相次いで提訴した大阪2陣・3陣訴訟では、国との和解を経て、対建材メーカー訴訟として昨年12月に結審しました。メーカーは、最高裁判決後も和解協議へ梶を切るどころか、さらなる詳細な反論を行うようになりました。

しかし、被害者が訴訟を続けなければならぬ現状は、司法の力で打開されなければなりません。今年3月に迎える京都2陣地裁判決とともに、大阪2陣・3陣地裁判決には、外装材メーカーの責任を認め、全メーカーが解決に乗り出すような、積極的な判断が求められています。今なお救済が得られていない屋外作業者を含め、全ての建設業者の被害が救済される日を信じながら、今年も前進したいと思えます。



# マルチ商法について

弁護士 藤澤 諒祐

## マルチ商法とは

マルチ商法とは、1960年代にアメリカから入ってきた「マルチレベルマーケティング（MLM）」の略称です。

「MLM」とは、多重階層に販売組織が段階的に発展してゆく組織販売を指したものです。つまり、消費者が販売員としてその販売組織に参加をし、さらに自分の下に販売員を勧誘することによってピラミッド状に販売組織を発展させてゆく、というものです。

## マルチ商法とねずみ講の違い

マルチ商法とねずみ講の最も大きな違いは、マルチ商法では、商品などの授受があるのに対し、ねずみ講は、単に金品を受け渡しするだけの組織であることです。

マルチ商法は、商品などを販売す

る組織がピラミッド状に増えてゆくというものです。つまり、商品などを販売するという業務を行うための組織です。

一方で、ねずみ講の場合には、会員同士が金品を送りあうだけで、商品などの販売は行っていません。商品販売組織という名目があっても、商品販売の実態がない場合には、ねずみ講にあたる可能性があります。

## マルチ商法とねずみ講の規制

ねずみ講は、「無限連鎖講の防止に関する法律」で全面的に禁止され、違反すれば刑事罰が科されている一方で、マルチ商法は、禁止されているわけではありません。特定商取引法で定めた法律規制を守りさえすれば、だれでも行うことができます。

## よくあるトラブル

マルチ商法は、商品の売買ととも

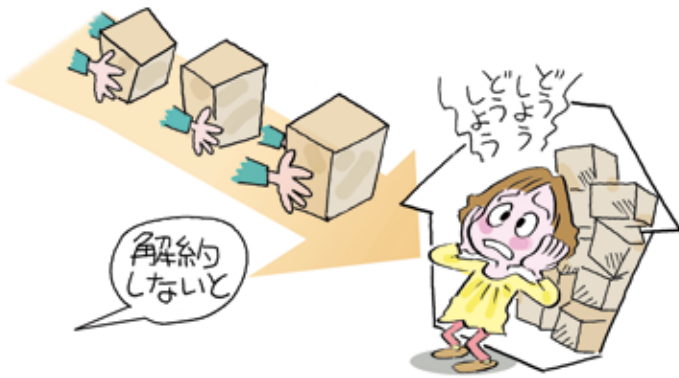
に、会員を勧誘すること等によって利益を得させることを目的としているので、強引な勧誘や勧誘時の虚偽説明が問題となることが少なくありません。

## 対処法

対処法はいくつかありますが、今回は2つ取り上げます。

### (1) クーリングオフ

マルチ商法の多くは、特定商取引法上の「連鎖販売取引」に該当します。この場合、契約締結後に契約内



容が記載された書面が交付された日から20日間、契約を無条件で解除する制度であるクーリングオフを使うことができます。

クーリングオフを使えば、契約が最初からなかったことになります。場合によっては、20日間を過ぎて

からでもクーリングオフを使うことができる場合があるので、とりあえず書面で契約を解除する旨の意思表示をしておくとい良いでしょう。

クーリングオフは口頭でも可能ですが、証拠を残す意味では、書面で行うほうが良いと思われれます。

### (2) 中途解約

クーリングオフ期間が経過した場合でも、中途解約をすることができます。クーリングオフとは異なり、契約が最初からなかったことにはなりません。中途解約をした時以降契約から解放されます。

クーリングオフ期間経過後であっても、とりあえず書面で契約を解除する旨の意思表示をしておくとい良いでしょう。

こちらも口頭でも可能ですが、証拠を残す意味では、書面で行う方が良いと思われれます。

# ふるさと納税

税理士 山口 裕之

## はじめに

平成20年に始まったふるさと納税制度は、さまざまな意見や問題点も指摘されるなかで、制度開始から十数年が経過しています。全国のいろいろな返礼品が届くのが楽しみだという意見がある一方で、ふるさとや地域応援のためではなく、返礼品競争により一部の自治体に寄付が集中するといった問題もあり、国との訴訟になった自治体も出てきました。

## 概要

ふるさと納税は、自分の選んだ自治体に寄付を行った場合に、寄付額のうち2000円を超える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度です（一定の上限があります）。自分の生まれ故郷だけでなく、お世話になった自治体や応援したい自治体でもふるさと

と納税の対象になり、数に制限はなく、毎年1月から12月の年単位で計算されます。

## ふるさと納税の流れ

応援する自治体を選び、ふるさと納税を行うと、確定申告に必要な寄付を証明する書類が発行されます。ふるさと納税を行った翌年の3月15日までに、寄付を証明する書類を添付したうえで、住所地を所轄する税務署へ確定申告を行います。

源泉徴収等で既に納めている所得税がある場合は還付されます。また所得税からの控除に加えて、翌年分の住民税が減額されます。

確定申告の不要な給与所得者は、ふるさと納税先が5団体以内である場合に限り、申請することによって確定申告が不要になる「ワンストップ特例制度」を選択することもできます。



## 熊本市の取り組み

平成28年の熊本地震では、多くの方々が被災され、熊本城や市内の文化財なども甚大な被害を受けました。熊本地震からの復興に関するふるさと納税については、寄付者の思いに合った制度となるように用途を明確化し、6つのメニューから選択可能としたことで、数多くの寄付が集まりました。

例えば、被災者の暮らしの再建や

復興事業の推進に活用する熊本地震復旧・復興寄付金や、熊本城の天守閣等の修復再建を行う「復興城主」制度などで募集しました。

「復興城主」制度においては、寄付者に対して「城主証・城主手形」を送付するとともに、デジタル芳名板に寄付者の氏名を登録しています。登録されている氏名を見に来てもらうことで、ふるさと納税が熊本城の復旧に貢献していることを実感してもらい、熊本城を訪れる観光客が震災前よりも増加し、まちの活性化につながっています。

## おわりに

ふるさと納税による令和3年度の寄付の受入実績は全国で約8300億円（対前年比1.2倍）、約4500万件（同約1.3倍）と、毎年増加の一途をたどっています。自己負担額である2000円を除いた全額が控除される寄付額の目安はホームページで確認することができます。ふるさと納税がこれからという方は、一度自治体からの返礼品や取り組みを見てみることをお勧めします。





縁側で日向ぼっこをしながら、石臼で大豆を引いて黄な粉に。縁

弁護士 山口健一

いなか暮らしの思い出

側の下で鶏を飼って、卵も鶏肉も、自家生産。井戸から水を取るべくくみ上げて、五右衛門ぶろに入れ、まきで沸かす。いろり、薪をくべ、自在鉤で吊った鉄瓶でお湯を沸かす。夏は蚊帳を吊って寝る。冬は湯たんぽにお湯を入れて暖をとる。自家製のスイカを収穫して、井戸につるして冷やし、ほおばる。近くの川でとったエビのから揚げ、シジミ貝の味噌汁。釣った鯉のあらい。年末には、自家産のもち米を、せいろで蒸して、石臼と杵で餅つき。そんな60数年前のわが家の暮らし(鹿児島県薩摩川内市)を、もう一度体験してみたい。

今年ここに旅行できたら... 妄想の旅

銀河鉄道の旅

弁護士 齊藤真行



子どものころ、宮沢賢治の童話をよく読みましたが、「銀河鉄道の夜」はとっつきにくかったこと



を覚えていきます。大変幻想的なストーリーのなかで「生と死」を考えさせる内容だったからでしょう。でも「お迎え」もそう遠い話ではなくなってきたので、「銀河鉄道の夜」をはじめ、もういちど賢治ワールドを旅しようと思っています。

今年こそ沖縄へ

弁護士 山口昌之

学生時代からこれまで何度か沖縄を旅行しましたが、コロナ前の2019年の夏に行つて以降、3年以上行くことができていません。あの独特の空気感、きれいな海や空、豊かな自然、バラエティーに富んだ沖縄料理は、現地ですっきり味わえないものがあります。

コロナを気にせず旅行に行ける日が来ることを期待しつつ、今年こそ沖縄へ旅行に行き、きれいな海を眺めながらオリオンビールで乾杯!!と妄想は続きます。

タイムトラベル

弁護士 東 尚吾

技術革新が進んで世の中便利になり、社会の仕組みが成熟すると、昔よりも現代人は幸せになった、とついつい思ってしまう一方で、実は、昔のほうが、幸せだったんじゃないか、ヒトとしての生活が充実していたのではないか、などと、ふと思ふこともあります。

今年、直接、先人の暮らしや知恵を体感するために、タイムト

シュルレアリスム紀行

弁護士 藤原智絵

なぜ男の足もおしりも、つつかえ棒が自然なまでに、しなやかに伸びているのか。なぜ海の表面は引つ張られ、時空は心地よく歪み、マリア像ならぬガラ像はこれほどまで美しいのか。

10代の私にとって、サルバドール・ダリの絵は感動の嵐。画集は宝で、国内展示は数点であっても、その額の前だけが聖地のようでした。

いつか必ずスペインに行かねば...と思いつながらすでに長い年月が経ち、海に向こうへ行けるのは何



とある湖のほとりで。

ラベルをしたいと思います。では手始めに縄文集落から...(妄想)。

年後になることや。

いや待てよ。諸橋近代美術館に340点も展示があると、知らなかった自分を恥じつつ、行かねば、いざ聖地の前へ。



芸術と一体になる心地よさ

### ニジゲンノモリ

弁護士 藤澤諒祐

淡路島にあるニジゲンノモリに行きたいです。出身地の岡山、大学時代に住んでいた京都、現在住んでいる大阪、十分行ける距離に住んでいたのに一度も行ったことがありません。

ニジゲンノモリは、アニメや漫画、ゲームの世界観を、五感を使い体を動かしながら体験できる公園です。そのなかにクレヨンしんちゃんの世界観が体験できるアス



レチックがあるようです。クレヨンしんちゃんの世界観を体験するのも興味がありますし、アスレチックも本格的でとても楽しそうです。

### 住まうように旅する

事務局 富田宏史

海外の旅先ではキッチン付きのアパートを借りて過ごすことにしています。

フィレンツェでは屋根裏から見えるドウオーモを朝から夕方まで利用アップされるまで楽しみましたし、毎日、中央市場に行つて野菜やキノコ、チーズなどを買い込んでできます。ベルリンやブタペスト、ウィーンでも市場やスーパーマーケットでその土地の食材やよ

く食べられているものを選んできます。外食では疲れるときも、ちよつと気になったお菓子屋さんで美味しそうなものを見つけても、ダイニングテーブルに広げてお茶と一緒にゆっくり過ごすことができます。

香港などアジアでは、喧騒感たっぷりの市場を見に行つたりして店先で魚や肉がさばかれるのを見たり、どんな人が市場に来るのか、お手柄も出たり。  
次はこの街に住んでみよう...?



大阪市内で香港出身の夫婦が営む茶餐廳(カフェレストラン)を見つけてきました。ほぼ100%広東語+ちよつと英語。味もそのまま香港。妄想が過ぎて超香港迷(ファン)の刺繍作家さんがつくる「牛肉堆五目麵」を連れ帰ってしまいました。

### 華厳の滝

税理士 山口裕之

栃木県にある華厳の滝へ行つてみたいです。



日本三大名瀑の一つとされ、中禅寺湖の水が、高さ97メートルの崖壁を一気に落下する壮大な滝で、自然が作り出す雄大さと美しさの両方を楽しむことができます。

き、間近で見ると滝つぼは水しぶきが弾け、迫力満点のことです。

春には新緑、秋には紅葉、冬は12滝と呼ばれる細い小滝が凍るために、滝全体がブルーアイスに染められ、四季折々の絶景を堪能することができそうです。

### オーロラ

事務局 北野佳名子

今までみたいな海外旅行することができると、まだまだわかりませんが、オーロラを観に行きたいです。

オーロラとは、太陽からの風が地球の磁場に触れたあと、大気が反応して宇宙で発生する現象だそ



うです。

少し調べてみると、海外だけでなく、日本でも条件さえそろえばオーロラ観測が可能だそうです。やはり、国内で見られるオーロラは非常に貴重だそうです。

チャンスがあれば、神秘的なオーロラをのんびりと眺めてみたいですね。

### シュガークラフトの旅

事務局 宮嶋暁子

コロナ禍で旅に出られなくなつてから、次はどこに行きたいかを考えていて、昔からなぜか大好きだったイギリスに行きたい熱が高まっています。

中学時代にイギリス出身アーティストにハマつたのを皮切りに、シャーロックホームズにハマり、イギリス映画にハマり、最後はシュガークラフトにハマりました。

今、イギリスを旅するのなら、アフタヌーンティーを楽しんだり、素敵なシュガー作品を見て回り

たいです。なかでもSketchとPEGGY PORSCHENは絶対行きたいお店!

素晴らしい内装を堪能しながら、ゆっくりお茶したいなあ日々妄想しています。



Sketchのトイレがまたすごい



### マスクを外して行くなら…

事務局 八重垣有夏里

マスクを外して旅行に行くなら海外に行きたいです。青い海に白い建物映えるギリシャでパルテノン神殿など遺跡を巡ったり、イ



タリアでおいしい料理を味わいながらローマの休日の舞台を巡ったり、フランスで、ベルサイユ宮殿を巡って、ルーブル美術館で美術品を鑑賞したり、トルコで宮廷料理を食べ、モスクを観光したりエジプトでピラミッドに登ったり、ミイラを見たり、マチュピチュにも行きたい…と夢は膨らむばかりです。

コロナが落ち着いてマスクを気にせず外出できるようになったから、ぜひ長期休暇をもらいたいです!!

### トルコ

事務局 岡山幸代

友人から話を聞いてから、いつか行ってみたい国がトルコです。世界三大料理のひとつでもある

トルコ料理、豪華な内装のモスクや世界遺産など、魅力的なものがたくさんあります。

そのなかでも一番の魅力は、カッパドキアの気球です。数千年もの歳月がつくりだした自然や朝日を眺めることができる、最高の空中散歩です。



実際に乗るとなると、高さや揺れが怖くなって飛んでる気球を地上から眺めるだけになるかもしれないですが、妄想の旅では、とても爽快で感動の旅になりそうです。

### ジブリパーク

事務局 澤田智子



今年行ってみたい場所は、昨年11月にオープンした「ジブリパーク」です。

小学生のころ、兄の本棚に「風の谷のナウシカ」の本があり、その本の絵をみてきれいだと思ったのがジブリとの出会いです。

わたしが好きな作品は、魔女の宅急便です。13歳で両親と離れ魔女修行にでる主人公キキが、強くなやかに成長していく姿が、当時の自分と重なり、わたしも冒険へ出てみたいと思ったのを覚えています。

ジブリパークで、ぜひとも映像でみていた世界を体感してみたいと思います。

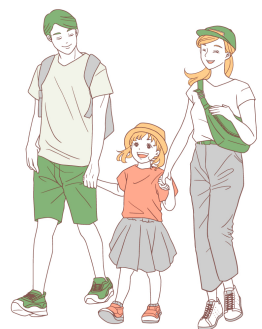
### 新婚旅行？ 家族旅行？

事務局 尾西美紀

私事ではございますが3月に長女を出産し、今は初めての子育てに毎日奮闘しております。

そんな我が家はコロナ禍での結婚から始まったため家族で旅行をしたことはありません。

もし、みんなどこかに行けるのなら…夫が行きたがっているヨーロッパ？ それとも娘が喜んでくれそうなテーマパーク？ 一つに絞るのが難しいので、今回は妄想で新婚旅行を兼ねてフランスに行き、現地のデイズニールランド



を楽しむことにします!

いつかの家族旅行を夢に、まずは公園までのお散歩で外出に慣れようと思います。

産休と育休が終わり、今年から仕事復帰となります。母としても事務員としてもがんばりたいです。

### 冬の思い出

事務局 奥井ゆかり

国内外、行きたいところはたくさんありますが、この時期になると思いつく場所があります。学生時代の部活仲間の実家が、城崎で営む料理旅館です。

数年前に皆で訪れ、お刺身、茹で、鍋：カニづくしと新鮮な魚介を堪能しました。また、温泉街の外湯は混みあうからと地元の人が通う穴場に案内してもらい、貸し切り状態の温泉にゆったり浸かったのもいい思い出です。



以来、何度か再訪する機会を逃してきたので、今年こそ実現できたらな、と思っています。



## わたしのおすすめ

### 南インド料理



マドンナのパワーヨガに憧れて、はじめてヨガ教室に通ったのが今から19年ほど前。

その後、細々とヨガ通いを続けているなかで、南インド料理と出会ったのが2016年のこと。

それまで、インド料理といえば、ナンとバターチキンカレーといった、濃厚でこっくりしたものと、思っていたのですが、南インド料理は全く違っていました。主食は米、メインのスパイスはマスタードシード、そしてなによりシャバシャバしてたり、お野菜たっぷり、豆たっぷりのカレー(サンバル、ラッサムなど)。おなかはふくれるけど、すぐに消化でき、体がすっきりと軽くなる。驚きと感

動の体験で、すっかり南インド料理にハマってしまいました。

そこからしばらくして出会った方がはじめられたスパイス料理教室に通い、インドのさまざまな地方の料理に触れて、とても深い食文化を知りました。

昨年は、ついに自分でミールス(南インドで食べられている定食のようなワンプレートスタイルのもの)を作りたくて、体系立ったコースを受講し、インドの食文化や調理法の奥深さを知りました。今となつては、たまに友人を招いてスパイス料理を食べる会を開き、料理を振る舞うまでに成長しました。

そんな私ですが、実はインドには行つたことがありません。いつか本場の南インド料理を食してみたいと夢見る日々です。  
(事務局 宮嶋暁子)

### 編集後記

先月、3年ぶりに合唱団を入れて開催された『1万人の第九』では、人々が集まってひとつのものを創りあげる場に参加できたことに素直に感謝しながら、戦争のない平和を維持している日本だからこそ、この場に立てていることを実感した。

シラーの「歓喜に寄せて」の詩 [Alle Menschen werden Brüder – すべての人々は兄弟になる] にベートーヴェンが込めた想いを想像しながら…  
(富田宏史)

## ホームページ全面リニューアルのお知らせ

2022年10月にリニューアルいたしました。メンバーや取扱分野の紹介など、当事務所を詳しく知っていただける内容になりましたので、是非ご覧ください。



○京阪電鉄中之島「なにわ橋」駅3番出口を出て  
なにわ橋(ライオン橋)を北側に徒歩5分

○地下鉄堺筋線・京阪電鉄「北浜」駅26番出口を出て  
北側に徒歩5分

〒530-0047 大阪市北区西天満1丁目7番20号  
JIN・ORIXビル6階

事務所は駅から徒歩5分、阪神高速環状線「北浜出口」を降りてすぐです。

法律部門 TEL 06-6361-3234  
税務部門 TEL 06-6361-3224  
法律・税務共通 FAX 06-6361-0096

## 業務時間のご案内

月～金曜日 9:00～18:00

弁護士の子定により、18時以降の業務もあります。

休 日＝土・日・祝祭日

※ご相談にお見えになる方は、前もってお電話で予約いただければ幸いです。業務時間外と休日は、Eメールもご利用ください。

仕事始めは1月5日(木)午前9時からです

ホームページ <https://yamaguchi-law.jp/>